

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 第3条第2号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす農業経営負担軽減支援資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）とすることができる。 (1) 融資機関が <u>令和5年3月31日</u> までに貸付けの決定を行ったものであること。 (2) [略]	附 則 1 [略] 2 第3条第2号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす農業経営負担軽減支援資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）とすることができる。 (1) 融資機関が <u>令和6年3月31日</u> までに貸付けの決定を行ったものであること。 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。